

会員通知 第235号

平成16年10月 6日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

「合同検査」開始に伴う考査規程の一部改正について

本所は、別紙のとおり「考査規程」を一部改正し、平成16年10月7日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所と日本証券業協会が同一の本所正会員に対して同時に臨店して検査を行う「合同検査」を新たに開始することに伴い、その位置づけ等をより明確化するために、考査規程の一部改正を行うものです。

以 上

審査規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>合同検査等</u>)</p> <p><u>第13条 本所は、日本証券業協会と共同して審査を行うことができる。</u></p> <p><u>2 本所は、会員が国内の他の証券取引所の会員又は取引参加者である場合は、当該証券取引所と共同して審査を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月7日から施行する。</p>	<p>(<u>共同審査</u>)</p> <p><u>第13条 本所は、会員が国内の他の証券取引所の会員である場合は、当該証券取引所と共同して審査を行うことができる。</u></p>